

アジア諸国口腔外科研修生支援事業準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔外科学会（以下「この法人」という。）の有するアジア諸国口腔外科研修生支援事業準備資金（以下「研修生支援準備資金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、研修生支援準備資金を設けることができる。

2 研修生支援準備資金は、2023年度以降に実施するアジア諸国口腔外科研修生支援事業（以下「研修生支援事業」という。）に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 研修生支援準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、研修生支援準備資金の積立限度額は3千万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、研修生支援事業に要する年間必要額として、2022年4月18日に理事会にて承認された特別事業費額の3年間分とする。

(運用)

第5条 研修生支援準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 国債、地方債及び政府保証債
- 二 金融機関への預貯金

3 研修生支援準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 研修生支援準備資金から生ずる運用益については、研修生支援事業に使用し、又は当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第7条 研修生支援準備資金は、研修生支援事業に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、研修生支援準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第8条 この規程は、当該研修生支援事業を支出した事業年度終了の日まで、この法人の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、2023年10月16日から施行する。